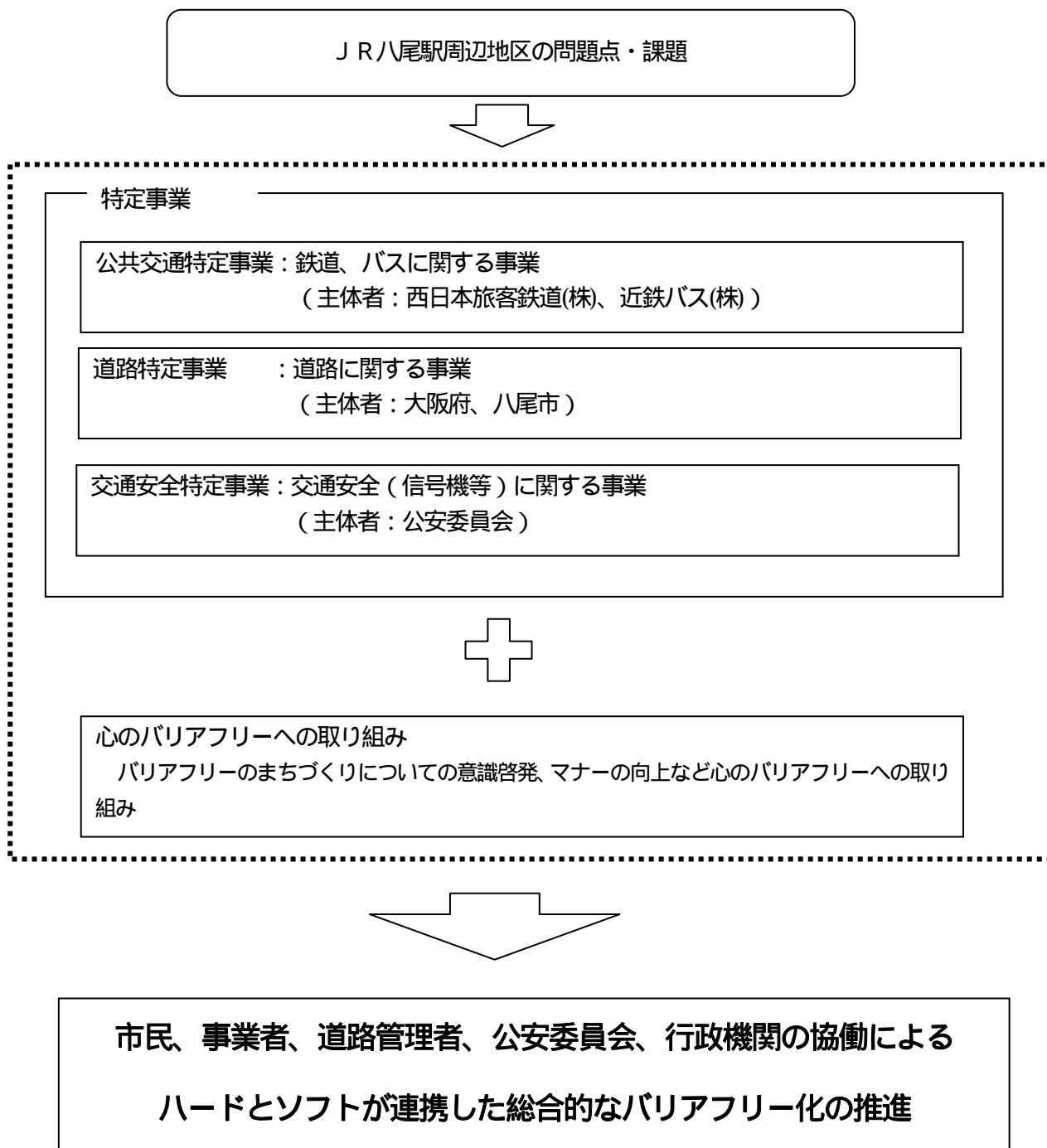


5. 実施すべき事業

(1) 事業の枠組み

交通バリアフリー法では、重点整備地区の移動円滑化を図るための事業を「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「交通安全特定事業」等に分類し、位置づけます。

特定事業に位置づけられた事業は、1～2年の間に実施する事業を「短期」、交通バリアフリー法の目標年次である平成22年を目標に事業を実施するものを「中長期」として取り組んでいきます。事業実施にあたっては、国や府、市と事業者及び市民の協働により進めていきます。



(2) 公共交通特定事業

公共交通特定事業では、高齢者や障害者などにとって最もバリアを感じる箇所について重点的に整備を行い、バリアフリー化を図っていくことを整備の基本的な方針としています。
 なお、整備にあたっては、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」を遵守するとともに「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」を参考に整備を行っていきます。

<鉄道 主体者：西日本旅客鉄道株式会社>

表5.1 公共交通特定事業（鉄道）

整備する機能	主な整備内容	スケジュール		備考
		短期	中長期	
垂直移動のしやすさ	垂直移動施設の設置		*	
施設の使いやすさ	改札口の車いす対応		*	
	障害者対応型トイレの設置・改良		*	
	券売機の改良		*	
案内誘導のわかりやすさ	音声案内装置の設置		*	
	点字案内板の新設		*	
	視覚障害者誘導用ブロックの改良		*	
安全性の確保	ホームの安全性確保		*	

* 進捗状況により、平成22年度以降になる場合があります

関連事業等

- ・車両のバリアフリー化
 車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両にするとともに、既存車両についても、大改良時にはできる限りバリアフリー化されたものとなるよう検討。
- ・社員教育、訓練
 既存のバリアフリー化施設が不十分でも障害者への迅速な対応を確保するためのバリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。

<バス 主体者：近鉄バス株式会社>

関連事業等

- ・車両のバリアフリー化
 車両更新時に移動円滑化に配慮した低床式バスを随時導入する。
- ・社員教育、訓練
 バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。

(3) 道路特定事業

道路特定事業は、特定経路、準特定経路に位置づけたバリアフリー化の必要性が高い経路上で実施する事業です。

事業実施に際しては、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」を遵守するとともに、全体構想に基づき整備を行っていきます。また、沿道住民をはじめ地域の現状に配慮しながら、適切な整備を検討していく予定です。

<道路 主体者：大阪府、八尾市>

表5.2 道路特定事業

経路種別	整備箇所	主体者	主な整備内容	スケジュール		備考
				短期	中長期	
特定経路	一般府道八尾停車場線	大阪府 (八尾土木)	・ 放置自転車、道路付属物の障害解消			
	主要地方線旧大阪中央環状線		・ 放置自転車、道路付属物の障害解消 ・ 歩道の改良(段差、勾配、舗装などの改良) ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置			
	市道八尾第241号線	八尾市	・ インターロッキングブロック通行時の振動の改善			大規模補修等が発生した際に、振動の少ない舗装材に変更する
	市道西郷植松線					
	市道竜華第97号線		・ 交通安全施設により、歩行者の安全性を向上			
	市道竜華第98号線		・ 狭隘区間については、沿道の協力を得られれば歩道を拡幅			他事業と調整を図りながら実施していく
	市道竜華第16号線		・ 踏切に標識等を設置するなどの安全対策			他事業と調整を図りながら実施していく
市道竜華第166号線	・ 渋川踏切内の歩道改良					
準特定経路	長瀬川散策道(仮称)	八尾市	・ インターロッキングブロック通行時の振動の改善			大規模補修等が発生した際に、振動の少ない舗装材に変更する
	市道八尾第238号線		・ 縦断・横断勾配の緩和及び段差解消			
	市道竜華第103号線		・ 道路側溝の整備及び横断勾配の緩和 ・ カラー舗装			
	市道竜華第120号線		・ 道路側溝の整備及び電柱の一束化により、路側線による歩行空間の確保			
	市道竜華第113号線		・ 交差点部のカラー化により、歩行者の安全性を向上			
	市道竜華第125号線		・ 横断勾配の緩和			
	市道竜華第124号線		・ インターロッキングブロック通行時の振動の改善			大規模補修等が発生した際に、振動の少ない舗装材に変更する
	市道竜華第131号線		・ インターロッキングブロック通行時の振動の改善			
	市道竜華第166号線	・ 道路側溝の整備及び電柱の一束化により、路側線による歩行空間の確保				

(4) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、重点整備地区内において重点的に実施する事業です。

<主体者：公安委員会>

表5.3 交通安全特定事業

整備箇所	主体者	主な整備内容	スケジュール		備考
			短期	中長期	
特定経路上の主要な交差点	公安委員会	・バリアフリー化に対応する信号機の改良（視覚障害者用付加装置の設置等）			